

コロナ業者支援制度のおさらい 仲間に知らせよう

この間のコロナ業者支援制度を、民商だよりや民商公式 LINE、HP などでお知らせしていますが、まだ会員さんの中でも、「申請してればこの支援金もらえていた」という声が多く聞かれます。

新しく入会した会員さんは知り合いに、「そのケースだと申請出来ない」と言われて、貰えるはずだった給付金申請期限が終了していたという話もありました。

国や自治体の制度周知は、HP の掲載などがメインで、「自分で調べないとわからない、見てもよくわからない」など、どうしても不十分です。もう一度支援制度を把握し、自分は当てはまるかを確認しましょう。

売上が50%減になる月があれば「月次支援金」9月分まで申請可能

中小法人・個人事業者のための
月次支援金
緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和
各月 最大20万円
申請受付中
◆給付対象や申請方法など制度内容の確認

緊急事態宣言・まん延防止重点措置の影響による、店舗等の時短・休業や外出自粛の影響で、売上が50%減になった月に対して、最大で法人20万、個人10万円が給付される月次支援金。9月分の申請まで決定しています。

2019年か、2020年のどちらかとの比較を選択できます。大半がコロナ前の2019年と比較しています。申請できるのは、協力金を貰っている飲食店以外の全業者。

会員さんでは、お客さんと直接接する小売業や、理美容、自動車修理業などのサービス業はもちろん、建設業や製造業の方も支援金が振り込まれています。

4～6の月次支援金を申請したら「埼玉県外出自粛等関連事業者協力金」

法人最大5万円/月、個人2.5万円/月の追加支援。申請期限は10/15まで。

R2年より売上30%減なら「国保・介護・後期申請減免」で家族分も無料に

今年の「商売の売上」が昨年より30%減ならば、国保・介護・後期保険料が無料になるコロナ申請減免ができます。扶養家族分も最大で無料になります。

R2年の所得が0円以下の場合には申請が出来ません。減免になるのは申請した月からになります。昨年、持続化給付金などを受給し所得が上がっている方の保険料は高くなっていると思います。この申請減免は、ちょっとした給付金より恩恵が高いです。

まず今年の売上を確認して、減免対象になっているか確認しましょう。

国民年金も、「コロナ対応免除申請」で、受給時1/2の年金がもらえる

国民年金もコロナ減免があります。未納だと受給期間に含まれませんが、申請して免除ならば、年金受給時に通常の1/2の年金額が受け取れます。

社会保険料の「給与が下がった場合の保険料改定」もコロナ特例で次月から

休業で支払給与を下げても、3か月は変更できなかった社会保険料も、コロナ特例で次月から改定が出来ます。

「飲食店・喫茶店の協力金」 営業許可書があれば申請可能です

「売上が少なく確定申告をしていなかったため、申請出来ないと言われて・・・」新たに入会した会員さんは、民商で説明を受け、協力金が申請できることに喜んでいました。

月の売上が約230万を超えていた方は、上乗せされた協力金額も申請出来ます。許可の更新を忘れていた方も、追加書類次第で申請可能です。

「許可の名義人が違う」「閉店時間が県に認められない」などで申請が通らなかった方も、民商と一緒に考えながら申請することで受給出来ました。

社員の休業・時短分給与、30分単位から申請可能「雇用調整助成金」

11月末まで延長された雇用調整助成金。30分単位での申請が可能です。売上が5%以上減少していれば申請可能な制度。仕事が少ない時期は従業員を早上がりさせ、助成金を申請しましょう。

製造業・建設業の従業員、居酒屋・スナックのアルバイトで申請する会員さんが多いです。休業時短飲食店や、売上30%減の場合は100%支給されます（それ以外は90%）。

県や市町村の業種別のコロナ支援金・補助金制度を利用しよう

ショッピングモールなどのテナント出店者、酒類販売事業者へ県が支援金を創設しています。

●滑川町・嵐山町・吉見町では、売上減少で支援金が出ます。●吉見町・ときがわ町では、まん延防止対策経費の補助があります。●埼玉県内の飲食店には、換気扇工事・空気清浄機購入の補助があります。●小川町・川島町・嵐山町では県の経営革新計画提出に奨励金を出しています。

民商は各自治体に事業者支援策の創設を要求してきました。事業者向けの支援策は、民商HPにまとめてありますのでご確認ください。

これからの商売を伸ばす・継続させる準備を進めよう

居酒屋・スナックなどの飲食店は約1000万円の協力金が入金されています。ここまでの支援金は今年だけの可能性があります。来年の申告で所得が上がり、3～4割の税金が発生します。

必要なものを購入・修繕したり、家賃の前払いなど短期前払費用、セーフティー共済での節税などを考えましょう。

持続化補助金の申請相談が増えています。事業計画を作成して、トイレの改修工事やチラシ・HPの作成などに対する補助金を獲得しています。

オンラインショップや自動販売機での販売、店内の客席個室化への改修工事費など、接触機会を減らす取り組みに対する補助金も創設されています。

コロナの感染拡大は脅威です。みんな商売が縮小しています。この時期をどう乗り切るかが、今後の商売継続へのカギになります。

民商と一緒に、コロナ後の商売継続の準備を進めていきましょう。

編集幸喜 経済センサスの書類の書き方がわからないという問い合わせが続いています。5年に1回の調査で、一応、統計法により義務と罰則が規定されています。書く時間が取れない等ならば罰則までは無いとは思いますが、申告書類などをお持ちいただければ、作成をサポートします。コロナで大変な時期かと思いますが、業者の厳しい実態を国に示す機会でもあります。相談は事前に電話で予約をよろしくお願いします。

